

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月4日
【計算期間】	第24期（自平成22年6月11日至平成22年12月10日）
【ファンド名】	[アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり） [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【電話番号】	03-4578-2211
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的

当ファンドは、親投資信託であるFS海外高格付け債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く先進主要国の国債をはじめとする各種投資適格債に分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

###### b. ファンドの特色

- ・日本を除く先進主要国の国債をはじめとする各種投資適格債に分散投資
- ・グローバルな運用体制
- ・「Aコース(為替ヘッジあり)」と「Bコース(為替ヘッジなし)」の2つのコース

###### c. ファミリー・ファンド方式

当ファンドはファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてペビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行うものです。



###### d. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「Aコース」、「Bコース」ともに各3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### e. 商品分類等

当ファンドの商品分類\*は「追加型投信/海外/債券」です。

\* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産( ) 資産複合

\* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <当ファンドが該当する商品分類の定義>

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信	年2回	グローバル (日本を含まない)	ファミリー・ ファンド	「Aコース」 あり (適時ヘッジ)
	年4回	日本 北米 欧州		
	年6回(隔月)	アジア		
	年12回(毎月)	オセアニア 中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券(高格付債)))	日々	アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	「Bコース」 なし
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他( )			

\* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

&lt; 当ファンドが該当する属性区分の定義 &gt;

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含みません。
投資形態	ファミリー・ファンド	親投資信託(マザーファンド、ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に債券を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成10年11月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

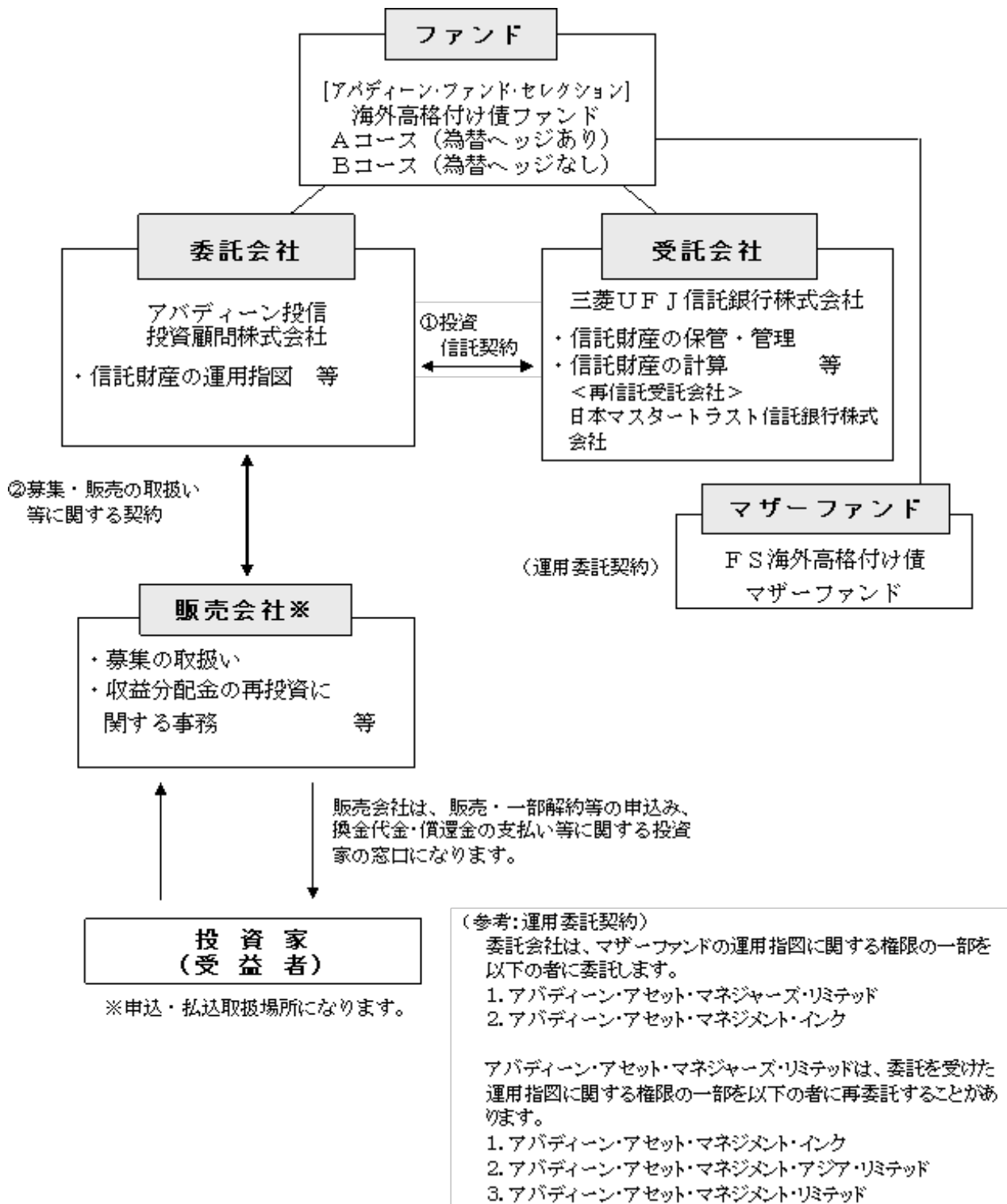
平成12年7月12日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始

平成19年2月26日 当ファンドの運用指図の権限の委託を中止し、マザーファンドの運用指図の権限の委託のみ継続

平成21年7月1日 [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンドAコース(為替ヘッジあり)、[アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンドBコース(為替ヘッジなし)へ名称変更  
マザーファンドの運用指図の権限の委託先を変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## &lt;委託会社が関係法人と締結している契約等の概況&gt;

## 受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

## 販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託する当ファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況（本書提出日現在）

## 資本金の額

資本金 2,090.4百万円

発行する株式の総数 320,000株

発行済株式の総数 308,062株

## 会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

## 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,062株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## b. 投資態度

主としてマザーファンドに投資します。なお、債券に直接投資する場合があります。

- マザーファンドでは、原則として、日本を除く先進主要国の「BBB - / Baa3」格以上の各種債券（ソブリン債、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券、永久変動利付き債、優先証券等）に分散投資します。投資対象となる各種債券は以下のとおりです。

[投資対象とする各種債券について]

ソブリン債	各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建、外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
投資適格事業債	スタンダード・アンド・プアーズ社やムーディーズ社といった格付機関によって格付けされている事業債で「BBB - / Baa3」格以上の事業債をいいます。
アセットバック証券	自動車ローン、クレジットカード・ローンなど各種の金融債権を裏付けとして発行される証券をいいます。
モーゲージ証券	住宅ローン（モーゲージ・ローン）を裏付けとして発行される証券をいいます。
商業用モーゲージ証券	商業用不動産（オフィス・ビル、ショッピング・センター、ホテルなど）の賃貸料収入などを裏付けとして発行される証券をいいます。
永久変動利付き債	償還期限を定めていない債券で、表面利率が指標金利を基準に定期的に更改されるものをいいます。
優先証券	1990年代初めより米国において急速に発展してきた新しい形態の有価証券で、株式と社債の性格を併せ持っています。弁済順位は株式と上級社債の中間に位置します。なお、優先証券には様々な形態のものがありますが、当ファンドでは債券の性格を有するもののみを投資対象とします。

- マザーファンドのポートフォリオの平均格付けの水準は、原則として「A - 」格以上に維持します。

マザーファンドでは、債券の信用格付のポイント制を導入して、ポートフォリオ全体の平均格付けの水準を、原則として「A - 」格以上に維持し、必要以上にポートフォリオ全体のクレジット・リスクが大きくなるよう配慮していきます。

為替ヘッジ

Aコース（為替ヘッジあり）：実質外貨建資産<sup>\*</sup>に対し、基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて為替ヘッジを行います。ただし、円ベースでのパフォーマンスの安定化を図るため追加的に対円でヘッジを行うことがあります。

Bコース（為替ヘッジなし）：実質外貨建資産に対し、原則として為替ヘッジを行いません。

\*「実質外貨建資産」とは、各ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

ベンチマーク

Aコース（為替ヘッジあり）：「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」  
[円ヘッジベース]

対円で為替ヘッジを行って円換算したものです。

Bコース（為替ヘッジなし）：「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」  
[円ベース]

現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

ベンチマーク<sup>\*</sup>である「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」は、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

\*「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

### c. 運用の特色

（以下は、マザーファンドの特色となります。）

超過収益の源泉を分散することにより、リスク・リターン特性の向上を目指します。

アバディーンは、独自の債券運用プロセスは独自のリサーチ、魅力的なリスク・リターン特性を持った投資機会の発掘、様々な相関性の低い超過収益の源泉を組み合わせた運用を主な特徴としています。

相対価値、クレジット、金利および通貨の各分野において市場の非効率性を発見し、付加価値の創出に努めています。

チーム・アプローチを重視します。

ロンドン（欧州）、フィラデルフィア（北米）、シンガポール、シドニーなどにポートフォリオ・マネジャーとアナリストを配置し、グローバルな情報交換体制で運用を行います。運用担当者は、明確な運用目標と報告体系で運用を行い、個別の超過収益の源泉において投資機会を追求します。

投資適格債、ハイ・イールド、新興国債券、金利および通貨を超過収益の源泉として、各チームの運用担当者がそれぞれの専門分野で独立して運用を行います。

当該マザーファンドは、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。

- ・アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド

- ・アバディーン・アセット・マネジメント・インク

また、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドは、委託を受けた運用指図に関する権限の一部を次の者に再委託する場合があります。

- ・アバディーン・アセット・マネジメント・インク

- ・アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド

- ・アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッド

\*運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

### 運用プロセス

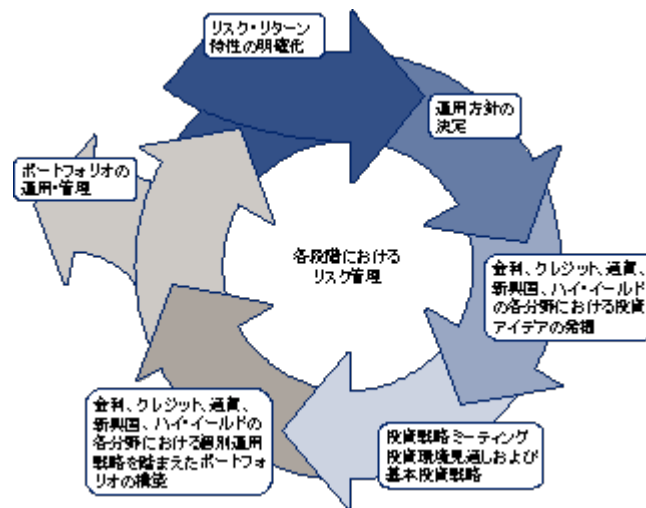
リスク・リターン特性を明確化し、運用方針を決定します。

金利、クレジット、通貨、新興国、ハイ・イールドの各分野のアルファ・チームが、投資アイデアを発掘します。

投資戦略ミーティングでの投資環境見直しおよび基本的な投資戦略について討議を行います。

金利、クレジット、通貨、新興国、ハイ・イールドの各分野の運用戦略を総合し、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの運用・管理を行います。



\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (2) 【投資対象】

以下に記載の a . から d . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

### a . 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 . 株券または新株引受権証書
  - 2 . 国債証券
  - 3 . 地方債証券
  - 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5 . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6 . 特定目的会社にかかる特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
  - 7 . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
  - 8 . 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
  - 9 . 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
  - 10 . コマーシャル・ペーパー
  - 11 . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記 1 . から 11 . までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13 . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
  - 14 . 投資証券または外国投資証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
  - 15 . 外国貸付債権信託受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
  - 16 . オプションを表示する証券または証書（金商法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17 . 預託証書（金商法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
  - 18 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19 . 指定金銭信託の受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20 . 貸付債権信託受益権であって金商法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 21 . 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1 . の証券または証書、12 . ならびに 17 . の証券または証書のうち 1 . の証券または証書の性質を有するものおよび 14 . の証券のうちクローズド・エンド型のものを「株式」といい、2 . から 6 . までの証券および 12 . ならびに 17 . の証券または証書のうち 2 . から 6 . までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、13 . および 14 . の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを「投資信託証券」といいます。

### b . 投資対象とする金融商品

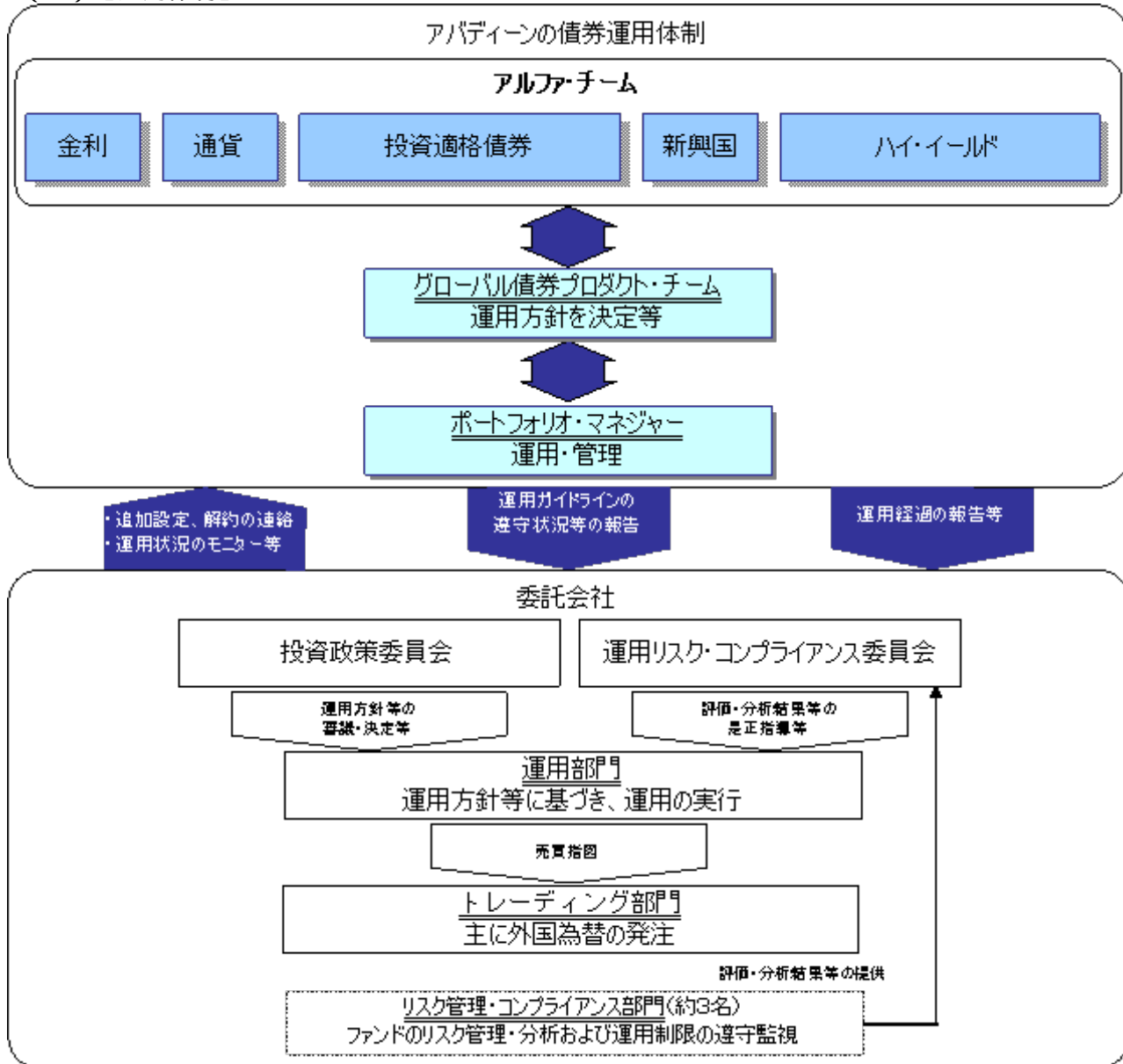
委託会社は、信託金を、前記 a . に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第 2 条第 2 項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- c. 前記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記b.に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- d. その他の主な投資対象
1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
  2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
  3. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  4. 外国為替の売買の予約を指図することができます。



## (3) 【運用体制】



## 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

## 関係法人に関する管理体制

受託会社： 委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

## (参考) マザーファンドの投資顧問会社：

委託会社の社内ガイドラインに規定された、投資顧問会社の選定基準に基づき任命されます。委託会社は定期的に運用状況、運用ガイドラインの遵守状況などについてモニタリングを行います。

\* 運用業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、運用指図の権限を委託された者が行います。

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## a. 収益分配方針

年2回の決算時（原則として毎年6月10日および12月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額としま

す。

分配金額は、基準価額の水準および国内の金利水準等を勘案して委託会社が決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （5）【投資制限】

以下に記載の a. および b. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

##### a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

##### b. 信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図および範囲

イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図および範囲

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価を行うものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとし

ます。

- 二．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の
- 1．および2．の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
    - 1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ．前記イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 八．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 八．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｃ．その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ．運用の指図の制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、以下の1．に掲げる数が2．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託会社である信託会社等に指図することはできません。

1．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数

2．当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

ロ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## (参考) マザーファンドの概要

親投資信託  
F S 海外高格付け債マザーファンド  
運用の基本方針

信託約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、世界主要国（日本を除く）の国債をはじめとした各種投資適格債に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

日本を除く先進主要国の各種投資適格債（「B B B -」格以上の債券）を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

原則として、日本を除く先進主要国の「B B B -」格以上の各種債券（ソブリン債、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券、永久変動利付き債、優先証券等）に分散投資します。

運用にあたっては、邦貨建余裕資金の運用および為替の売買等の一部を除く運用指図に関する権限の一部を、原則として、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドおよびアバディーン・アセット・マネジメント・インクにそれぞれ委託します。アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドは、委託を受けた運用指図に関する権限の一部を、アバディーン・アセット・マネジメント・インク、アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド、アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッドに対して、再委託することがあります。ただし、運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

モーゲージ証券については、リスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。

ポートフォリオの平均格付けの水準は、原則として「A -」格以上に維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

組入債券がデフォルトした場合には、当該債券を速やかに売却することを基本としますが、市況動向等を勘案して、売却時期を決定する場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。（ヘッジ目的に限定しません。）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）

ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。（ヘッジ目的に限定しません。）

## (3) 投資制限

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は信託約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款第17条の範囲で行います。

## 3 【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元金が保証されているものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

## &lt; 基準価額の変動要因等 &gt;

## 金利変動リスク

債券および債券先物の価格は金利変動の影響を大きく受けます。投資している債券市場の金利が上昇した場合、実質的に組入れている債券の価格が下落することがあります。

債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券の価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利低下の過程では価格は上昇（利回りは低下）することに

なります。

#### 信用リスク

債券の発行体は債券の保有者に対し、あらかじめ決められた期日に利金や償還金を支払う義務を負いますが、発行体が財政難や経営不振などの理由から、この義務を履行できなくなり（デフォルト）、当該債券の価格が下落することが考えられます。このように、発行体がデフォルトに陥り債券の元利金を回収することができなくなることで、発行体や社債の元利金の支払いを保証している保証人（該当する場合には）の信用状況の変化等により債券価格が下落する場合があります。

この信用リスクの一つの尺度としては、民間の格付機関による「信用格付」があり、一般的には信用格付の高い発行体ほど信用リスクが低いといえますが、信用格付も信用リスクの絶対的な指針ではありません。

#### デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

### <その他当ファンドの投資対象となる各種債券の主な固有のリスク>

#### ソブリン債への投資リスク

ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券を総称するもので、一般的には比較的信用リスクが低いとされていますが、元利金の支払いの停止、延期その他によるデフォルト（債務不履行）の可能性がります。

各種債権を証券化したものへの投資リスク（モーゲージ証券およびアセットバック証券等）

1. 各種債権の原債務者によるデフォルトにより、証券化対象の資産のポートフォリオ（以下「特定資産」といいます。）のパフォーマンスが悪化し、投資元本が回収されない場合があります。
2. 特定資産を証券化して資金調達を行う者（オリジネーター）が倒産した場合に、これらの証券の発行体との間の倒産隔離が十分になされていない場合には、オリジネーターの倒産時に特定資産がオリジネーターの資産であるとみなされて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
3. 特定資産からの元利金の回収を行う回収業者が倒産した場合に、回収業者が回収した資金が回収業者の破産財団等に組入れられて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
4. 住宅ローンなどの借り手が予想を上回ってローンの期限前返済を行った場合、予想以上に早く元本の一部償還を受ける可能性があります。
5. 期限前返済に伴い償還された元本を再投資する場合、金利が低下している局面では、再投資利回りが期限前返済に伴い一部償還になった証券の利回りよりも低くなる可能性があります。期限前償還を受けた元本を再投資する場合には、これまでの特定資産と比べてリターンが下回るリスクがあります。
6. 証券化商品には、元利金支払いを確保するための信用補完措置がなされているのが一般的ですが、それらの信用補完が想定されたとおりに機能し元利金支払いが確実になされるとい保証はありません。

#### 永久変動利付債への投資リスク

永久変動利付債は償還期限が定められていないため、原則として長期の保有を前提としており、償還までの期間に発行体の倒産等により債券がデフォルト（債務不履行）になる可能性は、一般的には、同じ発行体の発行する償還期限が定められている債券より高くなります。

#### 優先証券への投資リスク

優先証券には一般の社債と比較して株式に類似している特性があるため、一般の社債以上に発行体の業績の変動の影響を受ける場合があります。優先証券の発行体において、万一元利金支払い不履行や支払い遅延等が生じると、当該優先証券の価格は大幅に下落します。この際、優先証券は弁済順位が一般の債券に劣後するため、債券や他の債務に比べて下落幅が大きくなる可能性があります。通常、信用格付が低い優先証券は高い利回りで取引されますが、信用格付が高い債券よりもデフォルト（債務不履行）のリスクも高くなります。

#### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱、取引に対する規制の新設等の場合には、投資額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産（外国為替予約取引を含みます。）の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。為替変動の影響については、次とおりです。

「Aコース（為替ヘッジあり）」

1. 実質外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジに際しては、ヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、円金利とヘッジする通貨の金利との格差分に相当しますが、ヘッジする通貨の金利が円金利よりも高い場合、このヘッジ・コスト相当分だけ収益の低下要因となります。また、設定、解約等に伴う資金動向や組入有価証券の値動き等により、完全に為替ヘッジを行うことはできない場合があります。基準価額の変動要因になります。

2. 基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行います。この為替ヘッジ方法の留意点としては、次のことがあげられます。
- ・対円での為替ヘッジを行わない部分が出てくること  
基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行うため、実際のポートフォリオの通貨配分と為替ヘッジの通貨配分が異なることがあります。為替ヘッジを行わない部分については、為替変動の影響を受けることとなります。
  - ・一種のクロス・ヘッジのような状態になる部分が出てくること  
クロス・ヘッジ（他通貨ヘッジ）とは、ある外貨建資産に対し、当該通貨に対する対円での為替ヘッジを行わず、他の通貨で為替ヘッジを行うことをいいます。クロス・ヘッジをしている部分については、為替変動の影響を受けることとなります。

「Bコース（為替ヘッジなし）」

実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響を直接的に受けます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合があります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、政策の変更または天災地変等の諸事情により市場が閉鎖されたり、混乱することがあります。これらにより、運用が影響を被る場合、もしくは受益権が換金できない場合があります。

<その他の留意点>

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

ファミリー・ファンド方式に関わる留意点

マザーファンドに、他のファンドが投資する場合には、解約資金を手当てするために、マザーファンドの追加買付・解約に伴う資金変動が生じることがあり、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消することができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドおよびマザーファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

<リスクの管理体制>

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

購入時に、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

ただし、[アバディーン・ファンド・セレクション]を構成している各ファンド間において、スイッチングを行う場合、収益分配金を再投資する場合においては、無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.15%を乗じた額がかかります。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.25%）を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.735% (税抜0.7%)	年率0.525% (税抜0.5%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
	年率0.63% (税抜0.6%)	年率0.63% (税抜0.6%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

(注1) 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社に対する報酬（年率0.30%）が含まれます。

(注2) 信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(注3) 信託報酬の配分については、販売会社により と の場合があります。

## (4)【その他の手数料等】

- a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c. 信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額込）は、年間105万円（税抜100万円）を上限として、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。当該費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、当該費用は将来的に変更される場合があります。
- d. 当ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支払います。
- e. 上記費用および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

## (5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

## a. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## b. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が特別分配金、収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

## c. 個人の受益者に対する課税

## イ．収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）<sup>\*</sup>の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

## ロ．解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）<sup>\*</sup>の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

## ハ．損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

## d．法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）<sup>\*</sup>の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用がありますが、受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

<sup>\*</sup> 上記は平成22年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成22年12月末日現在)

## [Aコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,545,889,513	96.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	61,438,123	3.82
合計(純資産総額)		1,607,327,636	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,245,109,200	98.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	43,311,060	1.89
合計(純資産総額)		2,288,420,260	100.00

## (参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	7,522,932,959	34.09	特殊債券	ドイツ	207,999,150	0.94
	カナダ	578,283,313	2.62		オーストラリア	334,973,997	1.52
	ドイツ	2,112,471,596	9.57		オランダ	403,545,699	1.83
	イタリア	2,121,702,805	9.61		スウェーデン	105,096,326	0.48
	フランス	1,072,880,896	4.86		オーストリア	85,703,033	0.39
	イギリス	1,450,990,593	6.58		小計	1,137,318,205	5.15
	オランダ	813,378,360	3.69	社債券	アメリカ	475,985,021	2.16
	スペイン	129,934,992	0.59		フランス	396,455,218	1.80
	ベルギー	311,126,089	1.41		イギリス	1,053,281,573	4.77
	スウェーデン	156,844,028	0.71		スイス	185,871,048	0.84
	オーストリア	224,375,460	1.02		スペイン	505,901,019	2.29
	デンマーク	229,728,096	1.04		ノルウェー	240,079,658	1.09
	メキシコ	199,893,290	0.91		アイルランド	192,911,277	0.87
	アイルランド	11,249,225	0.05		小計	3,050,484,814	13.82
	ポーランド	159,724,012	0.72	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		560,372,268	2.54
	小計	17,095,515,714	77.47	合計(純資産総額)		22,067,459,281	100.00
地方債証券	ドイツ	223,768,280	1.01			-	

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】(平成22年12月末日現在)

## [Aコース]

種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外高格付け 債マザーファンド	1,224,466,941	1.3027	1,595,113,084	1.2625	1,545,889,513	96.18

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外高格付け 債マザーファンド	1,778,304,317	1.3027	2,316,597,034	1.2625	2,245,109,200	98.11

## (参考) F S 海外高格付け債マザーファンド(評価額の上位30位銘柄)

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	1.375% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	23,470,000	8,264.02	1,939,567,308	8,265.50	1,939,914,087	1.375	2012/11/15	8.79
2	3.625% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	22,030,000	8,732.17	1,923,699,247	8,431.66	1,857,496,556	3.625	2020/02/15	8.42
3	4.5% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	10,690,000	9,238.92	987,641,483	9,125.60	975,527,357	4.5	2015/11/15	4.42
4	2.75% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	7,400,000	8,238.12	609,621,596	8,313.25	615,180,742	2.75	2016/11/30	2.79
5	3.5% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	7,900,000	7,320.11	578,289,408	6,952.11	549,217,134	3.5	2039/02/15	2.49
6	1.5% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	5,440,000	8,153.88	443,571,583	8,252.13	448,916,186	1.5	2013/12/31	2.03
7	6% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	4,000,000	10,261.37	410,454,943	10,013.08	400,523,350	6	2026/02/15	1.81
8	3.375% US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	4,740,000	8,281.42	392,539,367	8,297.97	393,323,962	3.375	2019/11/15	1.78
9	5.00% CANADA GOVT	カナダ	国債証券	2,700,000	8,916.89	240,756,070	8,925.44	240,987,037	5	2014/06/01	1.09
10	3.5% BUNDESobligation	ドイツ	国債証券	5,530,000	11,654.14	644,474,334	11,406.10	630,757,827	3.5	2013/04/12	2.86
11	3.5%BUNDESREPUB.DEUTSCH	ドイツ	国債証券	3,150,000	11,680.73	367,943,121	11,545.30	363,676,950	3.5	2016/01/04	1.65
12	3.75% DEUTSCHLAND REP 08	ドイツ	国債証券	2,830,000	11,753.56	332,625,811	11,523.72	326,121,276	3.75	2019/01/04	1.48
13	3% DEUTSCHLAND REP	ドイツ	国債証券	2,246,666.67	10,819.46	243,077,227	10,800.78	242,657,748	3	2020/07/04	1.10
14	1.625%NORDRHEINWEST EMTN	ドイツ	地方債証券	2,800,000	8,098.96	226,771,023	7,991.72	223,768,280	1.625	2014/09/17	1.01
15	4.25% ITALY	イタリア	国債証券	8,230,000	10,978.22	903,507,987	10,562.33	869,279,841	4.25	2019/09/01	3.94
16	3% BTPS	イタリア	国債証券	3,860,000	10,982.06	423,907,593	10,483.56	404,665,570	3	2015/06/15	1.83
17	5.75% BTPS	イタリア	国債証券	2,580,000	12,056.74	311,064,046	11,369.42	293,331,113	5.75	2033/02/01	1.33
18	3.75% FRANCE	フランス	国債証券	3,450,000	11,317.63	390,458,269	11,120.60	383,660,893	3.75	2012/01/12	1.74
19	4.75% FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	2,060,000	12,669.61	260,994,130	12,148.46	250,258,296	4.75	2035/04/25	1.13
20	4% NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債証券	5,100,000	11,931.58	608,510,682	11,585.22	590,846,373	4	2018/07/15	2.68
21	3% NED WATERSCHAPBK EMTN	オランダ	特殊債券	2,800,000	8,219.08	230,134,279	8,329.90	233,237,418	3	2015/03/17	1.06
22	3.5% CAJA MADRID	スペイン	社債券	2,700,000	10,777.69	290,997,883	10,520.25	284,046,750	3.5	2013/03/14	1.29
23	6.25% REP OF AUSTRIA976	オーストリア	国債証券	1,610,000	13,982.76	225,122,452	13,936.36	224,375,460	6.25	2027/07/15	1.02
24	4.25% UK TREASURY	イギリス	国債証券	3,300,000	12,459.53	411,164,598	12,470.92	411,540,624	4.25	2039/09/07	1.86
25	3.75% UK TREASURY	イギリス	国債証券	2,850,000	12,945.73	368,953,416	12,868.07	366,740,143	3.75	2019/09/07	1.66
26	5% UK TREASURY	イギリス	国債証券	1,880,000	13,556.12	254,855,176	13,261.42	249,314,846	5	2012/03/07	1.13
27	2.75% RBS EMTN	イギリス	社債券	2,100,000	10,780.18	226,383,803	10,838.55	227,609,655	2.75	2013/06/18	1.03
28	3.125% ABBEY NATL TREAS	イギリス	社債券	2,100,000	10,751.69	225,785,605	10,739.28	225,525,027	3.125	2014/06/30	1.02
29	2.125% TERRABOLIGKR EMTN	ノルウェー	社債券	2,300,000	10,745.97	247,157,466	10,438.24	240,079,658	2.125	2015/08/31	1.09
30	6%QUEENSLAND TREASURY CO	オーストラリア	特殊債券	4,000,000	8,548.42	341,936,966	8,374.34	334,973,997	6	2015/10/14	1.52

(注)評価金額については、平成22年12月末日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。  
投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

## (種類別の投資比率)

(平成22年12月末日現在)

## [Aコース]

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.18
合計	96.18

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.11
合計	98.11

## (参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	77.47
地方債証券	1.01
特殊債券	5.15
社債券	13.82
合計	97.46

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

為替予約取引(平成22年12月末日現在)

## [Aコース]

資産の種類	買建/売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	買建	米ドル	300,000.00	25,125,000	24,420,000	1.52
		オーストラリアドル	200,000.00	16,346,000	16,508,000	1.03
		ユーロ	140,000.00	15,509,200	15,087,800	0.94
	売建	米ドル	8,400,000.00	703,500,000	683,760,000	42.54
		カナダドル	400,000.00	33,080,000	32,520,000	2.02
		オーストラリアドル	200,000.00	16,346,000	16,508,000	1.03
		英ポンド	980,000.00	129,281,600	123,774,000	7.70
ユーロ	6,800,000.00	753,304,000	732,836,000	45.59		

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する通貨の評価金額の比率です。以下同じ。

## [Bコース]

該当事項はありません。

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	買建/売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	買建	米ドル	32,435,582.51	2,666,257,238	2,640,580,769	11.97
		カナダドル	682,000.00	55,694,860	55,460,240	0.25
		オーストラリアドル	11,945,000.00	963,784,379	987,015,350	4.47
		英ポンド	1,023,000.00	134,783,966	129,225,360	0.59
		スイスフラン	2,863,000.00	240,343,441	247,191,420	1.12
		シンガポールドル	1,479,000.00	92,709,434	93,029,100	0.42
		ニュージーランドドル	7,344,000.00	461,084,587	458,118,720	2.08
		スウェーデンクローネ	17,821,000.00	211,510,098	212,960,950	0.97
		ノルウェークローネ	4,800,000.00	66,854,633	66,096,000	0.30
		デンマーククローネ	694,000.00	10,696,551	10,035,240	0.05
		ポーランドズロチ	1,137,000.00	33,070,204	30,721,740	0.14
		ユーロ	25,920,381.81	2,964,521,788	2,793,957,951	12.66
	売建	米ドル	28,345,695.76	2,371,262,956	2,307,623,088	10.46
		オーストラリアドル	16,044,000.00	1,317,802,180	1,325,715,720	6.01
		スイスフラン	1,415,000.00	119,454,300	122,171,100	0.55
		ニュージーランドドル	10,980,000.00	697,711,460	684,932,400	3.10
		スウェーデンクローネ	57,364,000.00	706,150,840	685,499,800	3.11
		デンマーククローネ	3,474,000.00	53,221,680	50,234,040	0.23
		ユーロ	22,742,258.65	2,571,334,433	2,451,388,053	11.11

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する通貨の評価金額の比率です。

債券先物取引(平成22年12月末日現在)

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の 名称	買 建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券 先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	T/N10YR 1103	買建	46	米ドル	5,486,361.58	5,531,500	450,761,935	2.04
	イギリス	ロンドン国際金融先物 オプション取引所	GILT10YR1103	売建	23	英ポンド	2,698,094.35	2,710,780	342,859,454	1.55
直物為替 先渡取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	NDFMYR110303	買建	432	米ドル	1,364,066.94	1,396,699.2	113,817,017	0.52

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する資産の評価金額の比率です。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## [Aコース]

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
5期（平成13年6月11日）	1,462	-	0.9302	-
6期（平成13年12月10日）	1,542	-	0.9411	-
7期（平成14年6月10日）	1,551	-	0.9324	-
8期（平成14年12月10日）	1,613	-	0.9617	-
9期（平成15年6月10日）	1,674	-	1.0145	-
10期（平成15年12月10日）	1,642	-	0.9781	-
11期（平成16年6月10日）	1,614	-	0.9667	-
12期（平成16年12月10日）	1,677	-	1.0082	-
13期（平成17年6月10日）	1,713	-	1.0266	-
14期（平成17年12月12日）	1,701	-	0.9997	-
15期（平成18年6月12日）	1,656	-	0.9697	-
16期（平成18年12月11日）	1,681	-	0.9764	-
17期（平成19年6月11日）	1,605	-	0.9342	-
18期（平成19年12月10日）	1,576	-	0.9472	-
19期（平成20年6月10日）	1,534	-	0.9232	-
20期（平成20年12月10日）	1,603	-	0.9671	-
21期（平成21年6月10日）	1,561	-	0.9490	-
22期（平成21年12月10日）	1,611	-	0.9886	-
23期（平成22年6月10日）	1,627	1,635	1.0013	1.0063
24期（平成22年12月10日）	1,613	-	0.9932	-
平成21年12月末日	1,595	-	0.9787	-
平成22年1月末日	1,612	-	0.9888	-
平成22年2月末日	1,619	-	0.9933	-
平成22年3月末日	1,620	-	0.9935	-
平成22年4月末日	1,613	-	0.9925	-
平成22年5月末日	1,636	-	1.0070	-
平成22年6月末日	1,637	-	1.0072	-
平成22年7月末日	1,641	-	1.0093	-
平成22年8月末日	1,679	-	1.0322	-
平成22年9月末日	1,670	-	1.0270	-
平成22年10月末日	1,656	-	1.0186	-
平成22年11月末日	1,629	-	1.0034	-
平成22年12月末日	1,607	-	0.9899	-

## [Bコース]

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
5期 (平成13年6月11日)	20	-	0.8853	-
6期 (平成13年12月10日)	36	-	0.9708	-
7期 (平成14年6月10日)	100	-	0.9974	-
8期 (平成14年12月10日)	252	-	1.0754	-
9期 (平成15年6月10日)	354	-	1.2030	-
10期 (平成15年12月10日)	430	-	1.1006	-
11期 (平成16年6月10日)	555	-	1.1220	-
12期 (平成16年12月10日)	742	-	1.2002	-
13期 (平成17年6月10日)	941	-	1.2029	-
14期 (平成17年12月12日)	1,334	1,344	1.2936	1.3036

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
15期（平成18年6月12日）	2,105	2,118	1.2541	1.2621
16期（平成18年12月11日）	2,464	2,501	1.3268	1.3468
17期（平成19年6月11日）	2,680	2,718	1.3461	1.3651
18期（平成19年12月10日）	2,732	2,765	1.3414	1.3574
19期（平成20年6月10日）	2,832	2,871	1.3059	1.3239
20期（平成20年12月10日）	2,291	2,322	1.0297	1.0437
21期（平成21年6月10日）	2,592	2,629	1.1159	1.1319
22期（平成21年12月10日）	2,601	2,627	1.0800	1.0910
23期（平成22年6月10日）	2,433	2,457	1.0051	1.0151
24期（平成22年12月10日）	2,373	-	0.9767	-
平成21年12月末日	2,650	-	1.0954	-
平成22年1月末日	2,562	-	1.0639	-
平成22年2月末日	2,508	-	1.0469	-
平成22年3月末日	2,624	-	1.0846	-
平成22年4月末日	2,636	-	1.0890	-
平成22年5月末日	2,495	-	1.0289	-
平成22年6月末日	2,445	-	0.9929	-
平成22年7月末日	2,500	-	1.0125	-
平成22年8月末日	2,465	-	0.9965	-
平成22年9月末日	2,532	-	1.0216	-
平成22年10月末日	2,417	-	0.9893	-
平成22年11月末日	2,392	-	0.9868	-
平成22年12月末日	2,288	-	0.9464	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
	Aコース	Bコース
5期	-	-
6期	-	-
7期	-	-
8期	-	-
9期	-	-
10期	-	-
11期	-	-
12期	-	-
13期	-	-
14期	-	0.0100
15期	-	0.0080
16期	-	0.0200
17期	-	0.0190
18期	-	0.0160
19期	-	0.0180
20期	-	0.0140
21期	-	0.0160
22期	-	0.0110

## 【収益率の推移】

	収益率(%)	
	Aコース	Bコース
5期	0.6	9.4
6期	1.2	9.7
7期	0.9	2.7
8期	3.1	7.8
9期	5.5	11.9
10期	3.6	8.5
11期	1.2	1.9
12期	4.3	7.0
13期	1.8	0.2
14期	2.6	8.4
15期	3.0	2.4
16期	0.7	7.4
17期	4.3	2.9
18期	1.4	0.8
19期	2.5	1.3
20期	4.8	20.1
21期	1.9	9.9
22期	4.2	2.2

23期	0.0050	0.0100
24期	-	-

23期	1.8	6.0
24期	0.8	2.8

## (4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	Aコース			Bコース		
	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
5期	6,440,042	2,284,839	1,571,870,048	3,301,942	990,856	22,744,832
6期	67,824,345	892,058	1,638,802,335	16,251,007	1,155,160	37,840,679
7期	79,905,314	55,051,461	1,663,656,188	66,332,562	2,934,761	101,238,480
8期	28,188,292	13,618,195	1,678,226,285	137,113,761	3,638,062	234,714,179
9期	12,181,102	40,289,272	1,650,118,115	69,396,722	9,593,833	294,517,068
10期	48,917,957	19,693,485	1,679,342,587	156,461,334	59,572,622	391,405,780
11期	12,183,054	21,797,420	1,669,728,221	151,282,425	47,739,769	494,948,436
12期	10,288,571	15,928,450	1,664,088,342	151,954,605	28,380,506	618,522,535
13期	17,200,742	12,131,956	1,669,157,128	194,979,781	30,805,636	782,696,680
14期	72,704,553	40,171,418	1,701,690,263	306,388,308	57,710,517	1,031,374,471
15期	29,297,611	22,679,121	1,708,308,753	765,507,169	118,434,018	1,678,447,622
16期	19,982,679	6,555,438	1,721,735,994	277,300,368	98,038,218	1,857,709,772
17期	9,999,160	12,654,097	1,719,081,057	303,657,198	169,736,500	1,991,630,470
18期	5,908,921	60,678,796	1,664,311,182	262,966,917	217,357,649	2,037,239,738
19期	4,518,393	6,286,004	1,662,543,571	252,472,318	120,413,975	2,169,298,081
20期	3,933,230	8,733,267	1,657,743,534	246,334,606	190,054,519	2,225,578,168
21期	2,368,879	14,286,041	1,645,826,372	219,232,188	121,377,085	2,323,433,271
22期	2,277,692	17,947,375	1,630,156,689	193,344,747	108,105,243	2,408,672,775
23期	1,894,859	6,618,474	1,625,433,074	179,785,475	167,531,425	2,420,926,825
24期	2,318,989	3,608,292	1,624,143,771	175,300,960	166,182,529	2,430,045,256

(注1) 1期の追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

(注2) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。



<参考情報>  
運用実績

2010年12月末日現在

## 基準価額・純資産の推移

## 分配金の推移

## Aコース(為替ヘッジあり)

2000年12月末日～2010年12月末日 当初設定日(1998年11月20日)



基準価額	純資産総額														
9,899円	16.1億円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算日</th> <th>分配金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第20期 2008年12月</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第21期 2009年6月</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第22期 2009年12月</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第23期 2010年6月</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>第24期 2010年12月</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>設定来累計</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>		決算日	分配金	第20期 2008年12月	0円	第21期 2009年6月	0円	第22期 2009年12月	0円	第23期 2010年6月	50円	第24期 2010年12月	0円	設定来累計	50円
決算日	分配金														
第20期 2008年12月	0円														
第21期 2009年6月	0円														
第22期 2009年12月	0円														
第23期 2010年6月	50円														
第24期 2010年12月	0円														
設定来累計	50円														

## Bコース(為替ヘッジなし)

2000年12月末日～2010年12月末日 当初設定日(1998年11月20日)



基準価額	純資産総額														
9,464円	22.9億円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算日</th> <th>分配金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第20期 2008年12月</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>第21期 2009年6月</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>第22期 2009年12月</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>第23期 2010年6月</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>第24期 2010年12月</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>設定来累計</td> <td>1,420円</td> </tr> </tbody> </table>		決算日	分配金	第20期 2008年12月	140円	第21期 2009年6月	160円	第22期 2009年12月	110円	第23期 2010年6月	100円	第24期 2010年12月	0円	設定来累計	1,420円
決算日	分配金														
第20期 2008年12月	140円														
第21期 2009年6月	160円														
第22期 2009年12月	110円														
第23期 2010年6月	100円														
第24期 2010年12月	0円														
設定来累計	1,420円														

基準価額(分配金再投資)とは、分配金(税引前)を分配時に当ファンドに再投資したとみなした価額です。

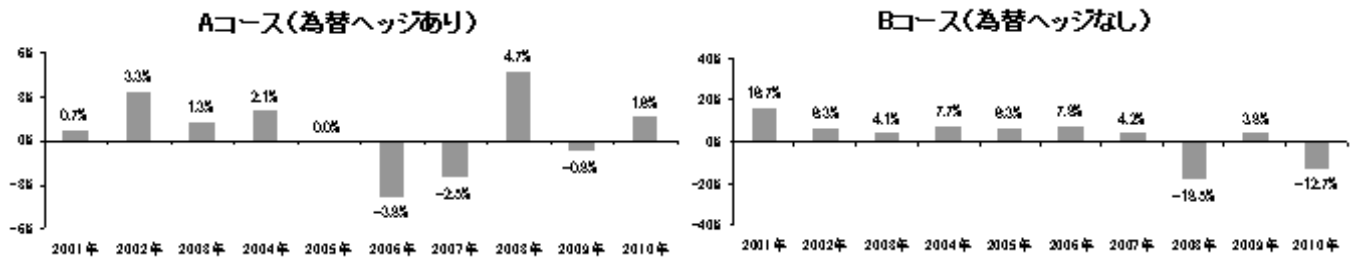
上記分配金は一万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	通貨	償還日	利率	格付	実質投資比率	
							Aコース	Bコース
1 US TREASURY N/B	アメリカ	国債	USD	2012/11/15	1.375%	AAA	8.5%	8.6%
2 US TREASURY N/B	アメリカ	国債	USD	2020/02/15	3.625%	AAA	8.2%	8.4%
3 US TREASURY N/B	アメリカ	国債	USD	2015/11/15	4.500%	AAA	4.3%	4.4%
4 BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債	EUR	2019/09/01	4.250%	AA	3.8%	3.9%
5 BUNDESOBLIGATION	ドイツ	国債	EUR	2013/04/12	3.500%	AAA	2.8%	2.9%
6 US TREASURY N/B	アメリカ	国債	USD	2016/11/30	2.750%	AAA	2.7%	2.7%
7 NETHERLANDS GOVERNMENT	オランダ	国債	EUR	2018/07/15	4.000%	AAA	2.6%	2.7%
8 US TREASURY N/B	アメリカ	国債	USD	2039/02/15	3.500%	AAA	2.4%	2.5%
9 US TREASURY N/B	アメリカ	国債	USD	2013/12/31	1.500%	AAA	2.0%	2.0%
10 TSY 41/4% 2039	イギリス	国債	GBP	2039/09/07	4.250%	AAA	1.8%	1.9%

実質投資比率は、マザーファンドの投資比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資して算出しております。

上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### a. 購入申込方法

午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記「申込不可日」をご参照ください。）

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」<sup>\*</sup>にしたがって契約を締結します。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」<sup>\*</sup>等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

<sup>\*</sup>他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### b. 申込単位

申込単位（購入単位）は、販売会社が定めるものとします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

確定拠出年金制度に基づく申込みは1円以上1円単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する単位とします。

#### c. 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d. 購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

#### e. 購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### a. 換金方法

午後3時までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記「申込不可日」をご参照ください。）

= スwitchingの取扱いについては、販売会社にご確認ください。 =

#### b. 換金単位

1口単位とします。

#### c. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額<sup>\*</sup>を差し引いた額とします。

<sup>\*</sup>「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の換金に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

#### d. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

#### e. 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より5営業日目から販売会社において支払います。

#### f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日には、購入および換金の申込みの受付は行いません。  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「FS高格債A」、「FS高格債B」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。  
\*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。  
\*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限です。

ただし、「(5)その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

#### b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

#### c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

#### d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

#### e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### a. 収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につ

いては原則として購入申込者とします。)に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約(換金)の実行を請求する権利を有します。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）、および第24期計算期間（平成22年6月11日から平成22年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

## 1【財務諸表】

【[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (平成22年6月10日現在)	第24期 (平成22年12月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	35,613,512	32,976,812
親投資信託受益証券	1,532,699,893	1,595,113,084
派生商品評価勘定	78,461,751	9,022,094
未収利息	48	45
流動資産合計	1,646,775,204	1,637,112,035
資産合計	1,646,775,204	1,637,112,035
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	302,800	12,971,784
未払収益分配金	8,127,165	-
未払受託者報酬	423,381	434,885
未払委託者報酬	10,161,036	10,437,118
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	19,224,382	24,053,787
負債合計	19,224,382	24,053,787
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 1,625,433,074	* <sub>1</sub> 1,624,143,771
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 2,117,748	* <sub>2</sub> 11,085,523
(分配準備積立金)	44,788,685	61,302,200
元本等合計	1,627,550,822	1,613,058,248
純資産合計	1,627,550,822	1,613,058,248
負債純資産合計	1,646,775,204	1,637,112,035



## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第23期		第24期	
	自 平成21年12月11日	至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日	至 平成22年12月10日
営業収益				
受取利息		6,298		6,870
有価証券売買等損益		87,976,520		36,586,809
為替差損益		127,555,290		34,490,734
営業収益合計		39,585,068		2,089,205
営業費用				
受託者報酬		423,381		434,885
委託者報酬	*1	10,161,036	*1	10,437,118
その他費用		210,000		210,000
営業費用合計		10,794,417		11,082,003
営業利益又は営業損失( )		28,790,651		13,171,208
経常利益又は経常損失( )		28,790,651		13,171,208
当期純利益又は当期純損失( )		28,790,651		13,171,208
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		26,263		58,665
期首剰余金又は期首欠損金( )		18,586,052		2,117,748
剰余金増加額又は欠損金減少額		82,308		28,392
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		82,308		28,392
剰余金減少額又は欠損金増加額		15,731		1,790
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		15,731		1,790
分配金	*2	8,127,165	*2	-
期末剰余金又は期末欠損金( )		2,117,748		11,085,523

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 23 期	第 24 期
	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

## (貸借対照表に関する注記)

第 23 期 (平成22年 6月10日現在)	第 24 期 (平成22年12月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,630,156,689円 期中追加設定元本額 1,894,859円 期中一部解約元本額 6,618,474円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,625,433,074円 期中追加設定元本額 2,318,989円 期中一部解約元本額 3,608,292円
*2 元本の欠損 -	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,085,523円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 1,625,433,074口	3 計算期間末日における受益権の総数 1,624,143,771口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 23 期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第 24 期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 信託財産の純資産総額に年率0.30%を乗じて得た額	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
*2 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 4,132円 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 0円 収益調整金額 5,921,515円 分配準備積立金額 52,911,718円 当ファンドの分配対象収益額 58,837,365円 当ファンドの期末残存口数 1,625,433,074口 1万口当たり収益分配対象額 361.97円 1万口当たり分配金額 50円 収益分配金金額 8,127,165円	*2 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 16,609,858円 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 0円 収益調整金額 5,987,262円 分配準備積立金額 44,692,342円 当ファンドの分配対象収益額 67,289,462円 当ファンドの期末残存口数 1,624,143,771口 1万口当たり収益分配対象額 414.29円 1万口当たり分配金額 0円 収益分配金金額 0円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

第 23 期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、当該親投資信託受益証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。 デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 投資対象とする金融商品は、金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

第 24 期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	
同 上	

## 金融商品の時価等に関する事項

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第23期（平成22年 6月10日現在）

貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

第24期（平成22年12月10日現在）

同上

## 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

第23期（平成22年 6月10日現在）

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

第24期（平成22年12月10日現在）

同上

## (2) 有価証券

第23期（平成22年 6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	88,085,510円
合 計	88,085,510円

第24期（平成22年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	36,611,562円
合 計	36,611,562円

(注) 時価の算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## (3)デリバティブ取引

第23期(平成22年6月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	636,806,900	-	624,309,000	12,497,900
	カナダドル	47,484,112	-	45,338,800	2,145,312
	ユーロ	752,705,280	-	698,048,000	54,657,280
	英ポンド	113,855,940	-	109,131,000	4,724,940
	スイスフラン	9,230,067	-	8,735,100	494,967
	スウェーデンクローネ	10,275,422	-	9,449,220	826,202
	ノルウェークローネ	5,724,100	-	5,202,200	521,900
	デンマーククローネ	13,903,825	-	12,900,800	1,003,025
オーストラリアドル	14,091,905	-	12,804,480	1,287,425	
	合計	1,604,077,551	-	1,525,918,600	78,158,951

第24期(平成22年12月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	25,057,380	-	25,125,000	67,620
	ユーロ	15,593,284	-	15,509,200	84,084
	オーストラリアドル	16,390,260	-	16,346,000	44,260
	売建				
	米ドル	691,131,840	-	703,500,000	12,368,160
	カナダドル	32,714,840	-	33,080,000	365,160
	ユーロ	761,731,920	-	753,304,000	8,427,920
	英ポンド	129,808,154	-	129,281,600	526,554
オーストラリアドル	16,235,880	-	16,346,000	110,120	
	合計	1,688,663,558	-	1,692,491,800	3,949,690

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第23期(平成22年6月10日現在)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

第24期(平成22年12月10日現在)

同上

## 4. 金銭債権及び満期のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)の決算日後の償還予定額

第23期(平成22年6月10日現在)

貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。

第24期(平成22年12月10日現在)

同上

(有価証券に関する注記)

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期（自平成21年12月11日 至 平成22年6月10日）

該当事項はありません。

第24期（自平成22年6月11日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第 23 期 (平成22年6月10日現在)	第 24 期 (平成22年12月10日現在)
1口当たりの純資産額 1.0013円 (1万口当たりの純資産額 10,013円)	1口当たりの純資産額 0.9932円 (1万口当たりの純資産額 9,932円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成22年12月10日現在）

(単位：円)

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	F S 海外高格付け債マザーファン ド	1,224,466,941	1,595,113,084	-
合 計		1,224,466,941	1,595,113,084	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

## 【アバディーン・ファンド・セレクション】海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 （平成22年6月10日現在）	第24期 （平成22年12月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	89,556,132	49,706,721
親投資信託受益証券	2,385,743,407	2,340,711,804
未収利息	122	68
流動資産合計	2,475,299,661	2,390,418,593
<b>資産合計</b>		
	2,475,299,661	2,390,418,593
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	24,209,268	-
未払解約金	794,590	606,644
未払受託者報酬	676,397	649,412
未払委託者報酬	16,233,554	15,585,813
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	42,123,809	17,051,869
<b>負債合計</b>		
	42,123,809	17,051,869
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 2,420,926,825	* <sub>1</sub> 2,430,045,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,249,027	56,678,532
（分配準備積立金）	17,108,464	41,169,876
元本等合計	2,433,175,852	2,373,366,724
<b>純資産合計</b>		
	2,433,175,852	2,373,366,724
<b>負債純資産合計</b>		
	2,475,299,661	2,390,418,593

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第23期	第24期
	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	11,480	13,880
有価証券売買等損益	138,967,184	53,031,603
営業収益合計	138,955,704	53,017,723
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	676,397	649,412
委託者報酬	* <sub>1</sub> 16,233,554	* <sub>1</sub> 15,585,813
その他費用	210,000	210,000
営業費用合計	17,119,951	16,445,225
営業損失( )	156,075,655	69,462,948
経常損失( )	156,075,655	69,462,948
当期純損失( )	156,075,655	69,462,948
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,135,065	723,959
期首剰余金又は期首欠損金( )	192,585,446	12,249,027
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,035,814	489,804
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,035,814	489,804
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,222,375	678,374
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,222,375	678,374
分配金	* <sub>2</sub> 24,209,268	* <sub>2</sub> -
期末剰余金又は期末欠損金( )	12,249,027	56,678,532

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 23 期	第 24 期
	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同左

## (貸借対照表に関する注記)

第 23 期 (平成22年 6月10日現在)	第 24 期 (平成22年12月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 2,408,672,775円 期中追加設定元本額 179,785,475円 期中一部解約元本額 167,531,425円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 2,420,926,825円 期中追加設定元本額 175,300,960円 期中一部解約元本額 166,182,529円
2 元本の欠損 -	2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は56,678,532円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 2,420,926,825口	3 計算期間末日における受益権の総数 2,430,045,256口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 23 期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	第 24 期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 信託財産の純資産総額に年率0.30%を乗じて得た額	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
*2 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 30,732,179円 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 収益調整金額 729,879,270円 分配準備積立金額 10,585,553円 当ファンドの分配対象収益額 771,197,002円 当ファンドの期末残存口数 2,420,926,825口 1万口当たり収益分配対象額 3,185.53円 1万口当たり分配金額 100円 収益分配金金額 24,209,268円	*2 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 25,008,915円 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 収益調整金額 734,294,408円 分配準備積立金額 16,160,961円 当ファンドの分配対象収益額 775,464,284円 当ファンドの期末残存口数 2,430,045,256口 1万口当たり収益分配対象額 3,191.13円 1万口当たり分配金額 0円 収益分配金金額 0円



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

第 23 期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、当該親投資信託受益証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。投資対象とする金融商品は、金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

第 24 期 自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	
同 上	

## 金融商品の時価等に関する事項

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第23期（平成22年 6月10日現在）

貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

第24期（平成22年12月10日現在）

同上

## 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

第23期（平成22年 6月10日現在）

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

第24期（平成22年12月10日現在）

同上

## (2) 有価証券

第23期（平成22年 6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	137,198,158円
合 計	137,198,158円

第24期（平成22年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	52,646,701円
合 計	52,646,701円

(注) 時価の算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第23期（平成22年 6月10日現在）

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

第24期（平成22年12月10日現在）

同上

## 4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額

第23期（平成22年6月10日現在）

貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。

第24期（平成22年12月10日現在）

同上

（有価証券に関する注記）

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期（自平成21年12月11日 至 平成22年6月10日）

該当事項はありません。

第24期（自平成22年6月11日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 23 期 （平成22年6月10日現在）	第 24 期 （平成22年12月10日現在）
1口当たりの純資産額 1.0051円 （1万口当たりの純資産額 10,051円）	1口当たりの純資産額 0.9767円 （1万口当たりの純資産額 9,767円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成22年12月10日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	F S 海外高格付け債マザーファン ド	1,796,815,694	2,340,711,804	-
合 計		1,796,815,694	2,340,711,804	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「F S 海外高格付け債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

## F S 海外高格付け債マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成22年6月10日現在)	(平成22年12月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		185,926,621	273,973,165
コール・ローン		186,631,422	124,066,198
国債証券		18,728,705,763	17,472,385,011
地方債証券		-	231,668,421
特殊債券		1,263,078,305	1,162,614,492
社債券		2,091,081,860	3,255,600,759
派生商品評価勘定		351,848,850	170,013,194
未収入金		1,027,723,068	1,269,297,148
未収利息		229,687,384	218,859,286
前払費用		61,327,731	62,701,216
差入委託証拠金		176,422,572	99,546,151
流動資産合計		24,302,433,576	24,340,725,041
資産合計		24,302,433,576	24,340,725,041
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		340,312,012	115,890,566
未払金		811,665,059	1,430,867,263
流動負債合計		1,151,977,071	1,546,757,829
負債合計		1,151,977,071	1,546,757,829
純資産の部			
元本等			
元本	*1	17,379,627,398	17,497,014,281
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		5,770,829,107	5,296,952,931
元本等合計		23,150,456,505	22,793,967,212
純資産合計		23,150,456,505	22,793,967,212
負債純資産合計		24,302,433,576	24,340,725,041

(注) 「F S 海外高格付け債マザーファンド」の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成22年6月10日および平成22年12月10日における同ファンドの状況です。

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によるものが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</li> <li>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</li> </ul>	同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(3)直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては価格提供会社の提供する価額で評価してあります。</p>	<p>(1)先物取引 同 左</p> <p>(2)為替予約取引 同 左</p> <p>(3)直物為替先渡取引 同 左</p>

項目	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

## (貸借対照表に関する注記)

(平成22年 6月10日現在)		(平成22年12月10日現在)	
*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額	17,829,917,710円	*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額	17,379,627,398円
期首日より平成22年 6月10日までの追加設定元本額	197,459,404円	期首日より平成22年12月10日までの追加設定元本額	587,531,002円
一部解約元本額	647,749,716円	一部解約元本額	470,144,119円
平成22年 6月10日現在の元本の内訳		平成22年12月10日現在の元本の内訳	
[アバディーン・ファンド・セレクション]		[アバディーン・ファンド・セレクション]	
海外高格付け債ファンド		海外高格付け債ファンド	
Aコース(為替ヘッジあり)	1,150,675,596円	Aコース(為替ヘッジあり)	1,224,466,941円
[アバディーン・ファンド・セレクション]		[アバディーン・ファンド・セレクション]	
海外高格付け債ファンド		海外高格付け債ファンド	
Bコース(為替ヘッジなし)	1,791,098,654円	Bコース(為替ヘッジなし)	1,796,815,694円
グローバル・ボンド・ファンドV A		グローバル・ボンド・ファンドV A	
<適格機関投資家専用>	7,468,604,096円	<適格機関投資家専用>	7,948,615,880円
世界バランス・ファンド<適格機関投資家専用>	6,969,249,052円	世界バランス・ファンド<適格機関投資家専用>	6,527,115,766円
計	17,379,627,398円	計	17,497,014,281円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	17,379,627,398口	2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	17,497,014,281口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当マザーファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当マザーファンドは日本を除く先進主要国の各種投資適格債(「BBB-」格以上の債券)を主要投資対象として運用を行います。デリバティブ取引には、債券関連では先物取引で、通貨関連では為替予約取引および直物為替先渡取引が含まれております。デリバティブ取引は、債券関連ではデュレーション・コントロールを目的で利用し、通貨関連では為替変動リスクの回避、または収益の確保を図るため、為替予約取引及び直物為替先渡取引を利用します。投資対象とする金融商品は、金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日
同 上

## 金融商品の時価等に関する事項

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(平成22年 6月10日現在)

貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

(平成22年12月10日現在)

同上

## 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

(平成22年 6月10日現在)

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(平成22年12月10日現在)

同上

## (2) 有価証券

(平成22年 6月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	312,693,810円
特殊債券	18,918,052円
社債証券	45,832,613円
合 計	377,444,475円

(平成22年12月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	295,015,347円
地方債証券	1,586,545円
特殊債券	4,314,596円
社債証券	40,306,992円
合 計	341,223,480円

(注) 1 時価の算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、外国債券については、合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額は、外部業者から入手する価格に基づく価額であります。

2 「当期間」とは当マザーファンドの計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

## (3) デリバティブ取引

## (1) 債券関連

(平成22年 6月10日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買 建	1,025,797,890	-	1,029,189,015	3,391,125
	売 建	2,165,950,457	-	2,181,149,670	15,199,213
	合 計	3,191,748,347	-	3,210,338,685	11,808,088

(注) 1 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客  
電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切捨てております。

(平成22年12月10日現在)  
該当事項はありません。

## (2)通貨関連

(平成22年6月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建					
	米ドル					
	カナダドル	2,013,776,981	-	1,978,998,931	34,778,050	
	ユーロ	97,500,203	-	94,895,360	2,604,843	
	英ポンド	2,580,528,634	-	2,386,416,039	194,112,595	
	スイスフラン	318,405,726	-	306,803,700	11,602,026	
	ノルウェークローネ	155,096,654	-	146,254,800	8,841,854	
	デンマーククローネ	71,410,184	-	65,760,000	5,650,184	
	ポーランドズロチ	148,612,655	-	136,763,140	11,849,515	
	オーストラリアドル	32,345,830	-	30,244,200	2,101,630	
	ニュージーランドド	248,048,619	-	227,655,350	20,393,269	
	ル	シンガポールドル	258,367,198	-	238,179,900	20,187,298
	売建	97,464,149	-	95,277,180	2,186,969	
	米ドル					
	カナダドル	1,455,788,581	-	1,433,473,497	22,315,084	
	ユーロ	23,514,300	-	23,549,400	35,100	
	英ポンド	2,569,561,919	-	2,377,988,705	191,573,214	
	スウェーデンクロー	93,103,220	-	93,271,500	168,280	
	ネ	743,003,290	-	696,919,630	46,083,660	
オーストラリアドル	409,361,850	-	370,624,410	38,737,440		
ル	ニュージーランドド	514,451,700	-	473,193,000	41,258,700	
	合計	11,830,341,693	-	11,176,268,742	25,456,485	
	直物為替先渡取引					
	買建					
	マレーシアリング	120,279,767	-	118,168,208	2,111,559	
	ト					
	合計	120,279,767	-	118,168,208	2,111,559	

(平成22年12月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		



市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル				
	カナダドル				
	ユーロ	2,666,257,238	-	2,716,804,388	50,547,150
	英ポンド	19,911,980	-	20,597,280	685,300
	スイスフラン	2,669,559,208	-	2,575,652,720	93,906,488
	スウェーデンクロー	88,503,942	-	88,795,620	291,678
	ネ	240,343,441	-	244,042,120	3,698,679
	ノルウェークローネ	211,510,098	-	215,990,520	4,480,422
	デンマーククローネ	66,854,633	-	66,384,000	470,633
	ポーランドズロチ	10,696,551	-	10,319,780	376,771
	オーストラリアドル	33,070,204	-	31,153,800	1,916,404
	ニュージーランドドル	932,658,214	-	946,248,300	13,590,086
	ル	461,084,587	-	458,192,160	2,892,427
	シンガポールドドル	92,709,434	-	94,537,680	1,828,246
	売建				
	米ドル	2,020,419,036	-	2,023,029,793	2,610,757
	ユーロ	2,458,145,364	-	2,406,612,306	51,533,058
	スイスフラン	119,454,300	-	120,614,600	1,160,300
	スウェーデンクロー	706,150,840	-	695,251,680	10,899,160
ネ	53,221,680	-	51,658,380	1,563,300	
デンマーククローネ	1,317,802,180	-	1,312,720,080	5,082,100	
オーストラリアドル	697,711,460	-	685,042,200	12,669,260	
ル					
合計	14,866,064,390	-	14,763,647,407	53,534,659	
直物為替先渡取引					
買建					
マレーシアリングギット	114,336,090	-	114,924,059	587,969	
ト					
合計	114,336,090	-	114,924,059	587,969	

（注1）為替予約の時価の算定方法

(1)本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ）同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

ロ）同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（注2）直物為替先渡取引の時価の算定方法

(1)価格情報会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

(2)直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

（注3）換算において円未満の端数は切捨てております。

### 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

（平成22年6月10日現在）

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（平成22年12月10日現在）

同上

### 4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額

（平成22年6月10日現在）

貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。

（平成22年12月10日現在）  
同上

（有価証券に関する注記）

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日）

該当事項はありません。

（自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成22年 6月10日現在）	（平成22年12月10日現在）
1口当たりの純資産額 1.3320円 （1万口当たりの純資産額 13,320円）	1口当たりの純資産額 1.3027円 （1万口当たりの純資産額 13,027円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

(平成22年12月10日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	米ドル	0.875% US TREASURY N/B		2,750,000.00	2,755,585.93		
		1.375% US TREASURY N/B		23,470,000.00	23,801,880.58		
		1.5% US TREASURY N/B		5,440,000.00	5,519,475.02		
		2.75% US TREASURY N/B		7,400,000.00	7,578,640.66		
		3.375% US TREASURY N/B		4,740,000.00	4,853,315.62		
		3.5% US TREASURY N/B		7,900,000.00	6,748,328.12		
		3.625% US TREASURY N/B		18,630,000.00	19,407,220.30		
		4.5% US TREASURY N/B		310,000.00	315,618.75		
		4.5% US TREASURY N/B		10,690,000.00	12,024,579.68		
		5.375% US TREASURY N/B		900,000.00	1,046,953.12		
		6% US TREASURY N/B		4,000,000.00	4,959,375.00		
		8.125% US TREASURY N/B		790,000.00	1,107,851.56		
		計	銘柄数 :	12	87,020,000.00	90,118,824.34	
						(7,553,759,856)	
				組入時価比率 :	33.1%		34.1%
カナダドル		4.25% CANADA GOVT		1,530,000.00	1,661,564.70		
		5.00% CANADA GOVT		2,700,000.00	2,960,955.00		
		5.75% CANADA GOVT		1,900,000.00	2,427,611.00		
		計	銘柄数 :	3	6,130,000.00	7,050,130.70	
				(584,385,333)			
		組入時価比率 :	2.6%		2.6%		
メキシコペソ		8% MEXICAN BONOS M		28,450,000.00	30,464,829.00		
		計	銘柄数 :	1	28,450,000.00	30,464,829.00	
					(204,419,002)		
		組入時価比率 :	0.9%		0.9%		
ユーロ		2.25% BUNDESBL 154		980,000.00	1,008,077.00		
		2.5% FRANCE O.A.T.METH		1,029,983.00	959,017.17		
		3% BTPS		3,860,000.00	3,797,854.00		
		3% DEUTSCHLAND REP		2,006,666.67	2,011,683.33		
		3.5% BUNDESBLIGATION		5,530,000.00	5,838,574.00		
		3.5% FRANCE (GOVT OF)		239,895.00	253,497.04		
		3.5% NETHERLANDS GOVT		1,190,000.00	1,224,271.99		
		3.5%BUNDESREPUB.DEUTSCH		3,150,000.00	3,363,885.00		
		3.75% DEUTSCHLAND REP 08		2,830,000.00	3,024,138.00		
		3.75% FRANCE		3,450,000.00	3,554,362.50		
		3.75% NETHERLANDS GOVT		820,000.00	861,820.00		
		4% BELGIAN 0308 48		870,000.00	863,475.00		
		4% BTPS		2,067,000.00	2,003,956.50		
		4% FRANCE O.A.T.METH		1,430,000.00	1,485,055.00		
		4% NETHERLANDS GOVT		5,100,000.00	5,487,090.00		
		4.2% SPANISH GOV'T		355,000.00	275,054.00		
		4.25 BUNDESREPUB		655,000.00	748,599.50		
		4.25% GERMANY (FED REP)		1,000,000.00	1,087,800.00		
		4.25% ITALY		8,230,000.00	8,201,195.00		
		4.25%BUNDESREPUB.DEUTSCH		860,000.00	940,969.00		
		4.5% BTPS		1,480,000.00	1,428,052.00		
		4.75% BUNDESREPUB DEUTSC		1,093,351.00	1,282,282.04		
		4.75% FRANCE O.A.T.		2,060,000.00	2,370,854.00		
		4.85% SPANISH GOV'T		1,300,000.00	1,254,110.00		
		5% ITALY		1,890,000.00	1,825,740.00		
		5.5% FRANCE (GOVT OF)		1,166,667.00	1,436,167.07		
		5.5%BELGIUM KINGDOM		1,780,000.00	2,031,870.00		
		5.75% BTPS		2,580,000.00	2,770,920.00		
		5.9% IRISH 10/19		127,126.00	114,476.96		
		6.25% REP OF AUSTRIA976		1,610,000.00	2,091,068.00		
		計	銘柄数 :	30	60,740,688.67	63,595,914.10	
						(7,054,058,791)	
		組入時価比率 :	30.9%		31.9%		
英ポンド		3.75% UK TREASURY		2,850,000.00	2,922,675.00		
		4.25% UK TREASURY		1,125,000.00	1,133,212.50		

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		4.25% UK TREASURY		3,300,000.00	3,226,179.00	
		4.25% UK TREASURY		750,000.00	738,787.50	
		4.75% UK TREASURY		1,330,000.00	1,482,950.00	
		5% UK TREASURY		1,880,000.00	1,978,587.20	
	計	銘柄数:	6	11,235,000.00	11,482,391.20	
					(1,516,823,877)	
		組入時価比率:	6.7%		6.9%	
	スウェーデン クローネ	3.75% SWEDEN GOVT 1051		12,600,000.00	13,188,420.00	
	計	銘柄数:	1	12,600,000.00	13,188,420.00	
					(160,371,187)	
		組入時価比率:	0.7%		0.7%	
	デンマーク クローネ	4.5% KINGDOM OF DENMARK		3,200,000.00	3,840,000.00	
		5%KINGDOM OF DENMARK		11,000,000.00	12,062,600.00	
	計	銘柄数:	2	14,200,000.00	15,902,600.00	
					(236,630,688)	
		組入時価比率:	1.0%		1.1%	
	ポーランド ズロチ	5.5% POLANDGOVTBOND 0415		5,850,000.00	5,882,175.00	
	計	銘柄数:	1	5,850,000.00	5,882,175.00	
					(161,936,277)	
		組入時価比率:	0.7%		0.7%	
	小計				17,472,385,011	
					(17,472,385,011)	
地方債証 券	米ドル	1.625%NORDRHEINWEST EMTN		2,800,000.00	2,763,880.00	
	計	銘柄数:	1	2,800,000.00	2,763,880.00	
					(231,668,421)	
		組入時価比率:	1.0%		1.0%	
	小計				231,668,421	
					(231,668,421)	
特殊債券	ドル	2.5% NRW.BANK EMTN		2,500,000.00	2,558,775.00	
		3% NED WATERSCHAPBK EMTN		2,800,000.00	2,882,880.00	
		3.625%OEKB OEST KONTROLL		1,000,000.00	1,056,600.00	
	計	銘柄数:	3	6,300,000.00	6,498,255.00	
					(544,683,734)	
		組入時価比率:	2.4%		2.5%	
	ユーロ	2.5% BK NED GEMEENT EMTN		1,650,000.00	1,580,205.00	
		3% SWEDISH COVERED EMTN		960,000.00	973,152.00	
	計	銘柄数:	2	2,610,000.00	2,553,357.00	
					(283,218,358)	
		組入時価比率:	1.2%		1.3%	
	オーストラ リアドル	6%QUEENSLAND TREASURY CO		4,000,000.00	4,057,120.00	
	計	銘柄数:	1	4,000,000.00	4,057,120.00	
					(334,712,400)	
		組入時価比率:	1.5%		1.5%	
	小計				1,162,614,492	
					(1,162,614,492)	
社債券	米ドル	2.375% BPCE REGS		1,600,000.00	1,590,560.00	
		2.75% DEXIA CRED REGS		2,600,000.00	2,641,600.00	
		3.6% IRISH LIFE&PER REGS		2,600,000.00	2,371,720.00	
		5.65% JOHN DEERE CAPITAL		315,000.00	325,136.95	
		6.01% CITIGROUP INC		1,400,000.00	1,523,993.84	
		7.0% SWISS BK CORP NY		2,020,000.00	2,277,167.61	
		AMERICAN INTL		125,000.00	127,305.37	
	計	銘柄数:	7	10,660,000.00	10,857,483.77	
					(910,074,289)	
		組入時価比率:	4.0%		4.1%	
	ユーロ	2.125% TERRABOLIGKR EMTN		2,300,000.00	2,223,640.00	
		2.75% RBS EMTN		2,100,000.00	2,105,250.00	

		3.125% ABBEY NATL TREAS		2,100,000.00	2,086,350.00	
		3.5% CAJA MADRID		2,700,000.00	2,632,500.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		3.75% NATIONWIDE BLDG		650,000.00	635,700.00	
		3.875% CIE FINANCEMENT		500,000.00	502,150.00	
		4.375% AT&T INC		500,000.00	522,350.00	
		4.375% CAJA AHORROS GUIP		2,100,000.00	2,076,900.00	
		4.625% ANGLIAN WATER SER		600,000.00	633,966.00	
		4.625% MET LIFE GLOB FUN		500,000.00	513,600.00	
		5.125% BK OF AMERICA COR		600,000.00	604,860.00	
		5.25% ROYAL BK SCOTLAND		950,000.00	981,540.00	
		6.625%IBM		300,000.00	338,520.00	
		AVIVA PLC 11/21		860,000.00	838,500.00	
		AXA SA 12/20		1,000,000.00	1,000,750.00	
		PERMA 4 5A1		1,500,000.00	1,504,950.00	
		SLM STUDENT LOAN REGS		1,000,000.00	933,354.00	
	計	銘柄数:	17	20,260,000.00	20,134,880.00	
					(2,233,360,889)	
		組入時価比率:	9.8%		10.1%	
	英債券	6.375%LLOYDS TSB BK EMTN		800,000.00	849,096.00	
	計	銘柄数:	1	800,000.00	849,096.00	
					(112,165,581)	
		組入時価比率:	0.5%		0.5%	
	小計				3,255,600,759	
					(3,255,600,759)	
	公社債合計				22,122,268,683	
					(22,122,268,683)	
	合計				22,122,268,683	
					(22,122,268,683)	

(注) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（平成22年12月末日現在）

## [Aコース]

資産総額	1,609,921,657 円
負債総額	2,594,021 円
純資産総額（ - ）	1,607,327,636 円
発行済数量	1,623,658,365 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9899 円

## [Bコース]

資産総額	2,290,132,259 円
負債総額	1,711,999 円
純資産総額（ - ）	2,288,420,260 円
発行済数量	2,418,063,070 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9464 円

## (参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産総額	22,305,516,508 円
負債総額	238,057,227 円
純資産総額（ - ）	22,067,459,281 円
発行済数量	17,478,502,904 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2625 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a. 名義書換手続き等  
名義書換は行われません。
- b. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- c. 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- d. 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。  
前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- e. 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- f. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- g. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。
- h. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込みの受付け、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	2,090.4百万円
発行する株式の総数	320,000株
発行済株式の総数	308,062株

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年2月15日 : 資本金を1,090.4百万円から1,590.4百万円に増資

平成19年2月26日 : 資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資

##### b. 委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### < 構成 >

担当取締役、運用部長および各ファンド運用責任者をもって構成します。

###### < 開催 >

原則として月1回開催します。

###### < 審議事項 >

次に定める事項を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンド別の運用方針の策定
- ・ファンド別の運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### < その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年12月末日現在、委託会社が運用する投資信託は22本であり、その純資産総額の合計は202,267百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受け、第18期事業年度（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日付であずさ監査法人から名称変更しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 千円 )

	第17期 (平成21年9月30日)	第18期 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	589,275	399,163
短期貸付金	20,011	-
前払金	20	37
前払費用	2,672	11,323
未収入金	63,829	83,664
未収委託者報酬	160,985	137,178
未収投資助言報酬	-	36,000
未収運用受託報酬	26,370	9,475
その他流動資産	1,548	-
流動資産合計	864,714	676,843
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	-	* 1 12,572
器具備品	* 1 507	* 1 37,928
有形固定資産合計	507	50,500
無形固定資産		
ソフトウェア	229	411
投資その他の資産		
長期差入保証金	84,795	60,126
長期前払費用	-	377
その他投資等	-	952
前払退職給付費用	24,717	-
貸倒引当金（投資等）	-	552
投資その他の資産合計	109,512	60,903
固定資産合計	110,250	111,815
資産合計	974,964	788,659

	第17期 (平成21年9月30日)	第18期 (平成22年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	6,100	6,463
未払金	255,031	245,336
未払償還金	82,848	81,491
未払手数料	90,906	75,046
未払委託調査費	58,934	80,671
その他未払金	* 2 22,341	8,127
未払費用	* 2 86,660	58,674
未払法人税等	5,104	6,886
未払消費税等	3,574	1,076
賞与引当金	17,247	57,724
早期退職特別退職引当金	57,856	-
流動負債合計	431,575	376,162
固定負債		
退職給付引当金	14,242	25,980
役員退職慰労引当金	-	2,590
固定負債合計	14,242	28,571
負債合計	445,817	404,733
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,409,189	3,554,410
株主資本合計	529,146	383,925
純資産合計	529,146	383,925
負債・純資産合計	974,964	788,659

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬	786,646	1,533,844
投資助言報酬	-	108,000
運用受託報酬	53,629	25,868
その他営業収益	* 2 74,910	123,225
営業収益計	915,186	1,790,937
営業費用		
支払手数料	387,096	706,634
広告宣伝費	18,324	6,114
公告費	1,140	3,744
調査費	* 2 26,545	14,211
委託調査費	* 2 62,208	143,161
委託計算費	50,753	192,138
通信費	3,326	3,011
印刷費	28,293	31,502
協会費	1,954	2,864
営業費用計	579,643	1,103,384
一般管理費		
役員報酬	* 1 95,837	* 1 49,079
給料・手当	201,360	334,703
賞与	940	6,750
交際費	1,685	2,185
旅費交通費	12,147	26,663
租税公課	4,883	10,471
不動産賃借料	30,083	53,753
退職給付費用	18,481	32,024
役員退職給付費用	-	918
役員退職慰労引当金繰入	-	2,590
賞与引当金繰入	17,247	51,968
固定資産減価償却費	141	8,365
事務委託費	* 2 133,773	* 2 124,139
諸経費	57,177	127,918
一般管理費計	573,759	831,534
営業損失	238,215	143,981

	第17期 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)
営業外収益		
受取利息	114	234
為替差益	3,539	9,320
その他	40	2,213
営業外収益計	3,694	11,768
営業外費用		
貸倒引当金繰入	-	552
営業外費用計	-	552
経常損失	234,521	132,765
特別利益		
固定資産売却益	-	328
退職給付制度変更 にかかると数理差異	59,469	6,063
賞与引当金戻入	24,653	-
事業再編整理引当金戻入	2,286	-
その他特別利益	* 3 30,064	* 3 10,725
特別利益計	116,473	17,117
特別損失		
早期退職特別退職引当金繰入	57,856	-
早期退職特別退職金	73,441	28,363
本社移転関連損失	40,248	-
役員退職慰労金	55,571	-
特別損失計	227,119	28,363
税引前当期純損失	345,166	144,010
法人税、住民税及び事業税	605	1,210
当期純損失	345,771	145,220

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第17期 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,090,400	2,090,400
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,063,418	3,409,189
当期変動額		
当期純利益	345,771	145,220
当期変動額合計	345,771	145,220
当期末残高	3,409,189	3,554,410
株主資本合計		
前期末残高	874,917	529,146
当期変動額		
当期純利益	345,771	145,220
当期変動額合計	345,771	145,220
当期末残高	529,146	383,925
純資産合計		
前期末残高	874,917	529,146
当期変動額		
当期純利益	345,771	145,220
当期変動額合計	345,771	145,220
当期末残高	529,146	383,925

## 重要な会計方針

区分	第17期 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ 時価法	
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5年  (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 14年 器具備品 5年  (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。  (3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度による割増退職金の支払に備えるため、事業再編・整理計画に従った損失発生見込額を計上しております。  (4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (5) 早期退職特別退職引当金 早期勧奨退職にかかる割増退職金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。  (3) 役員退職慰労引当金 同左  (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



区分	第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式 によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第17期 (平成21年9月30日)	第18期 (平成22年9月30日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 497千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 803千円 器具備品 7,920千円
* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。 流動負債 その他未払金 3,006千円 未払費用 47,078千円	

## (損益計算書関係)

第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役 年額 600,000千円以内 監査役 年額 50,000千円以内	* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 同左
* 2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 その他営業収益 69,249千円 調査費 3,006千円 委託調査費 7,951千円 事務委託費 47,078千円	* 2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 事務委託費 66,938千円
* 3 その他特別利益 新旧株主間の株式売買契約に基づき受け入れた株主変更費用相当配分額21,259千円及び転籍従業員にかかる転籍一時金受入額8,804千円が含まれております。	* 3 その他特別利益 新旧株主間の株式売買契約に基づき受け入れた株主変更費用相当配分額10,725千円であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)					第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)				
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項 同左				
株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末					
普通株式 (株)	308,062			308,062					
* 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。					* 2 自己株式に関する事項 同左				
* 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。					* 3 新株予約権等に関する事項 同左				
* 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					* 4 配当に関する事項 同左				

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. 取引の状況に関する事項

第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
<p>(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は関係会社であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足事項 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または、計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	

## 2. 取引の時価等に関する事項

第17期、第18期ともに期末残高はございません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している制度の概要：法人税法に規定する適格退職年金及び規約型企業年金

	第17期 (平成21年9月30日)	第18期 (平成22年9月30日)
	千円	千円
2. 退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	160,658	25,980
年金資産	171,133	
差引	10,475	25,980
前払退職給付費用	24,717	
退職給付引当金	14,242	25,980
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	16,228	13,500
利息費用	1,751	867
期待運用収益	1,294	821
数理計算上の差異の費用処理額	1,604(注1)	5,220(注2)
確定拠出年金に係る要拠出額	3,401	13,257
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.60%、1.25%	1.30%、1.30%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

(注1) 特別利益に計上しました退職給付制度変更にかかる数理差異59,469千円は含まれておりません。

(注2) 特別利益に計上しました退職給付制度変更にかかる数理差異6,063千円は含まれておりません。

## (ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第17期	第18期
	(平成21年9月30日)	(平成22年9月30日)
	千円	千円
(繰延税金資産)		
未払費用否認	35,265	23,874
退職給付引当金損金不算入額	5,795	10,571
賞与引当金損金不算入額	7,018	21,146
貸倒引当金損金不算入額		224
役員退職慰労引当金損金不算入額		1,054
未払事業税	1,831	2,309
減価償却費損金算入限度超過額	17,633	15,968
本社移転関連損失	16,378	
早期退職特別退職金引当金損金不算入額	23,544	
一括償却資産超過額	147	
繰越欠損金	915,087	727,819
繰延税金資産小計	1,022,701	802,968
評価性引当額	1,012,643	802,968
繰延税金負債との相殺	10,058	
繰延税金資産計		
(繰延税金負債)		
前払退職給付費用	10,058	
繰延税金資産との相殺	10,058	
繰延税金負債計		
繰延税金資産の純額		

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第17期	第18期
	(平成21年9月30日)	(平成22年9月30日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
評価性引当額	34.4%	37.5%
住民税均等割	0.1%	0.7%
交際費等永久に損金に算入されない金額	6.1%	3.2%
その他	0.1%	
税効果適用後の法人税等の負担率	0.1%	0.7%

## (持分法投資損益等)

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

当事業年度より、平成20年3月10日公表の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。 未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。 預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)																																												
	<p>平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(&lt;注2&gt;参照のこと)。 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 預金</td> <td style="text-align: right;">399,163</td> <td style="text-align: right;">399,163</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">137,178</td> <td style="text-align: right;">137,178</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収入金</td> <td style="text-align: right;">83,664</td> <td style="text-align: right;">83,664</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(4) 未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">36,000</td> <td style="text-align: right;">36,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td style="text-align: right;">656,007</td> <td style="text-align: right;">656,007</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払償還金</td> <td style="text-align: right;">81,491</td> <td style="text-align: right;">81,491</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(2) 未払手数料</td> <td style="text-align: right;">75,046</td> <td style="text-align: right;">75,046</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(3) 未払委託調査費</td> <td style="text-align: right;">80,671</td> <td style="text-align: right;">80,671</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(4) その他未払金</td> <td style="text-align: right;">8,127</td> <td style="text-align: right;">8,127</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td style="text-align: right;">245,336</td> <td style="text-align: right;">245,336</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表	時価	差額	(1) 預金	399,163	399,163	-	(2) 未収委託者報酬	137,178	137,178	-	(3) 未収入金	83,664	83,664	-	(4) 未収投資助言報酬	36,000	36,000	-	資産計	656,007	656,007	-	(1) 未払償還金	81,491	81,491	-	(2) 未払手数料	75,046	75,046	-	(3) 未払委託調査費	80,671	80,671	-	(4) その他未払金	8,127	8,127	-	負債計	245,336	245,336	-
	貸借対照表	時価	差額																																										
(1) 預金	399,163	399,163	-																																										
(2) 未収委託者報酬	137,178	137,178	-																																										
(3) 未収入金	83,664	83,664	-																																										
(4) 未収投資助言報酬	36,000	36,000	-																																										
資産計	656,007	656,007	-																																										
(1) 未払償還金	81,491	81,491	-																																										
(2) 未払手数料	75,046	75,046	-																																										
(3) 未払委託調査費	80,671	80,671	-																																										
(4) その他未払金	8,127	8,127	-																																										
負債計	245,336	245,336	-																																										

第17期 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)																						
	<p>&lt;注 1&gt;金融商品の時価の算定方法</p> <p>資産</p> <p>(1)預金 預金は全て短期であるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、 (4)未収投資助言報酬 上記は短期債権であるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1)未払償還金、(2)未払手数料、 (3)未払委託調査費、(4)その他未払金 上記は短期債務であるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。</p> <p>&lt;注 2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="855 1003 1445 1088"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">60,126</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。</p> <p>&lt;注 3&gt;金銭債権の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="850 1391 1449 1615"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">399,163</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">137,178</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">83,664</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">36,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>金銭債権合計</td> <td style="text-align: right;">656,007</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	長期差入保証金	60,126		1年以内	1年超	預金	399,163	-	未収委託者報酬	137,178	-	未収入金	83,664	-	未収投資助言報酬	36,000	-	金銭債権合計	656,007	-
区分	貸借対照表計上額																						
長期差入保証金	60,126																						
	1年以内	1年超																					
預金	399,163	-																					
未収委託者報酬	137,178	-																					
未収入金	83,664	-																					
未収投資助言報酬	36,000	-																					
金銭債権合計	656,007	-																					

## （関連当事者との取引）

前期（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有 （被所 有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注1）	科目	期末残高 （千円）
親会社	クレディ・ スイス （注3）	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	（被所有） 100.0	国内で販売される投資 信託等に関するコン サルティング業務の 提供及び投資信託 の運用外部委託等	国内で販売 される投資 信託等に 関するコン サルティ ング業務 の提供に 係る報酬	69,249	未収入金	-
							投資信託 の運用外 部委託に 係る費用	7,951	その他 未払金	-
親会社	アバディーン ・アセット ・マネジメン ト PLC （注3）	英国ス コットラ ンド・ア バディ ーン	104,306千 英国ポ ンド	資産運用 業	（被所有） 100.0	調査関連業務の委託	調査に係 る費用	3,006	その他 未払金	3,006
						旧親会社 から新親 会社に課 された役 務提供 費用の再 配賦	事務委託 費等	47,078	未払費用	47,078

- （注） 1．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、消費税等取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
- 3．平成21年7月1日、クレディ・スイス（平成21年11月9日、クレディ・スイス エージーに商号変更）が当社発行済株式総数のすべてをアバディーン・アセット・マネジメントPLCに売却いたしました。これにより、関連当事者であった期間中の取引を開示しております。

## （2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有 （被所 有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注1）	科目	期末残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	アバディーン ・アセット ・マネージャ ーズ・リミ テッド （注3）	英国ス コットラ ンド・ア バディ ーン	9,725千 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部 委託	投資信託 の運用外 部委託に 係る費用	22,292	その他 未払金	21,821
同一の 親会社 を持つ 会社	アバディーン 投資顧問 株式 会社 （注3）	東京都 ・港区	225,000千 円	資産 運用業	無し	金銭の貸付 役員の兼任	資金の貸 付	20,011	短期 貸付金	20,011

- （注） 1．取引金額に消費税等は含まれておりません。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
- 3．平成21年7月1日、当社発行済株式総数のすべてをアバディーン・アセット・マネジメントPLCが取得したことにより、これらの法人は関連当事者となりました。



当期(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメント PLC	英国スコットランド・アバディーン	114,428千英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	役務提供費用の再配賦	事務委託費等	66,938	-	-

- (注) 1. 上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、消費税等取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注1)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千シンガポールドル	資産運用業	無し		資産運用の投資助言契約	108,000	未収入金	36,000
							一般管理事務に係る事務委託等	53,874	未払費用	9,715
同一の親会社を持つ会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	19,879千英国ポンド	資産運用業	無し		投資信託の運用外部委託	125,615	その他未払金	71,301
							投資信託等に関するリエゾン業務の提供	55,949	未収入金	54,790
同一の親会社を持つ会社	アバディーン投資顧問株式会社	東京都・港区	225,000千円	資産運用業 (注3)	無し		金銭の貸付	20,054	-	-
							固定資産等の買取	42,193	-	-
							役員の兼任 (平成22年5月15日付 けで退任)	-	-	-

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。  
3. アバディーン投資顧問株式会社は、清算手続中です。

(3) 親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC(ロンドン証券取引所に上場)

## （1株当たり情報）

区分	第17期 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	第18期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）
1株当たり純資産額	1,717円66銭	1,246円26銭
1株当たり当期純損失	1,122円40銭	471円40銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	第18期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）
当期純損失（千円）	345,771	145,220
普通株主に帰属しない金額（千円）		
（うち利益処分による役員賞与金）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	345,771	145,220
期中平均株式数（株）	308,062	308,062

## （重要な後発事象）

## 1. 証券投資信託受益権の譲受

当社は、平成22年12月7日開催の取締役会において、証券投資信託「日興・クレディ・スイス インシュアランス・アルファ・ファンド 2008-09」の受益権126,100,000口を日興コーディアル証券株式会社から121,699,110円にて譲り受ける決議を行い、平成22年12月9日付で取得いたしました。当該証券投資信託受益権を平成23年2月28日に換金するまでの期間において、当社は、当該証券投資信託受益権にかかる価格変動リスクを負いますが、翌事業年度の損益に与える影響は不明であります。

## 2. 借入枠の設定

当社は、平成22年12月7日開催の取締役会において、上記証券投資信託受益権の換金代金入金までの間の運転資金を確保する目的及び将来の緊急借入を必要とした場合に備える目的で、次のとおり借入枠設定に係る決議を行い、平成22年12月10日に契約を締結いたしました。

(1) 契約の相手先：アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド

(2) 契約条件：シンガポール・インターバンク・オファード・レートによる250万シンガポール・ドルの借入枠設定

(3) 契約の締結時期：平成22年12月10日

(4) 契約日：無期限

(5) 担保提供資産または保証の内容：無担保、無保証

## （その他）

平成21年9月15日付で事業年度を「毎年4月1日から翌年3月31日まで」から「毎年10月1日から翌年9月30日まで」へ変更いたしました。そのため、前事業年度は6ヶ月間となっております。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)

と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと、委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

(平成22年9月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

## (2)販売会社

(平成22年9月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	87,465百万円	
株式会社みちのく銀行 <sup>*</sup>	34,167百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
株式会社みずほ銀行	700,000百万円	
株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065百万円	
PWM日本証券株式会社 <sup>*</sup>	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
静銀ディーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社 <sup>*</sup>	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	

\* 当該販売会社は、本書提出日現在、新規募集を停止しております。

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2)販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## (参考)投資顧問会社

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限委託を受け、運用指図の一部を行います。

## 3【資本関係】

## (1)受託会社

該当事項はありません。

## (2)販売会社

該当事項はありません。

## (参考)投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

有価証券報告書	平成22年9月3日
有価証券届出書	同上

独立監査人の監査報告書

平成22年8月4日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている〔アバディーン・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成21年12月11日から平成22年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〔アバディーン・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（ ）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 8月 4日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている〔アバディーン・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年12月11日から平成22年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〔アバディーン・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（ ）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月18日

アバディーン投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社（旧会社名 クレディ・スイス投信株式会社）の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社（旧会社名 クレディ・スイス投信株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



独立監査人の監査報告書

平成23年2月16日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成22年6月11日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月16日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年6月11日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年12月20日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年12月7日開催の取締役会において、証券投資信託「日興・クレディ・スイス インシュアランス・アルファ・ファンド 2008 - 09」の受益権126,100,000口を日興コーディアル証券株式会社から121,699,110円にて譲り受ける決議を行い、平成22年12月9日付で取得している。また、会社は平成22年12月7日開催の取締役会において、上記証券投資信託受益権の換金代金入金までの間の運転資金を確保する目的及び将来の緊急借入を必要とした場合に備える目的で、借入枠設定に係る決議を行い、平成22年12月10日に契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。